








表紙共 6 枚

仕様書番号 第 1 号
作成年月日 31. 1. 22
作成者 座間駐屯地業務隊
管理科 営繕班
防衛技官 中村 玲

座間エレベーター保守点検役務

陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科



業務隊長	管理科長	営繕班長	環保専門官	工事企画主任	管財係	作成者
						
役務件名	座間エレベーター保守点検役務				図面番号	1/6
種別	表紙				縮尺	—
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科					平成31年1月22日	

仕 様 書

- 1 件 名
座間エレベーター保守点検役務
- 2 場 所
神奈川県相模原市南区新戸 2 9 5 8 番地 陸上自衛隊座間駐屯地内
- 3 概 要
座間駐屯地のエレベーター保守点検・・・・・・・・・・1式
- 4 役務期間
平成31年4月1日 ～ 平成32年3月31日

5 一般事項

- (1) 本役務は、本特記事項によるほか「建築保全業務共通仕様書（最新版）」に基づき実施するものとする。
- (2) 役務実施に際して関係法令及び諸規則を遵守するものとする。また、本役務の現場及び許可された場所以外の無断立入は禁止とする。
- (3) 請負者は仕様書及び現地において、相違、疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (4) 本役務に際して本仕様書に明記なき事項についても施工上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施するものとする。また、軽微な変更が生じた場合は、その都度監督官と協議を行うものとする。その際は請負金額及び工期等の変更は行わないものとする。
- (5) 請負者は本役務に際して機器及び施設等を汚損した場合は、速やかに監督官に通報するとともに、請負者の責任により原形に復旧するものとする。
- (6) 役務実施に際して安全帽の着用、高所作業場所での安全带等の着用及び適切な処置を行い、安全管理には十分留意すると共に役務終了後は現場の整理整頓、清掃を実施するものとする。
- (7) 役務写真は、作業前、作業中、作業後及び監督官の指示する場所を撮影し、作業完了後に整理したものを1部提出するものとする。
- (8) 請負者は作業開始に先立ち、工程表を監督官に提出し、承諾を得るものとする。
- (9) 請負者は、監督官が指示する様式に従い必要書類を作成し遅滞なく提出するものとする。
- (10) 役務で発生した金属くずについては、監督官が指示する場所に集積するものとする。その他すべての廃棄物について、産業廃棄物処理としマニフェストE票の写しを監督官に提出するものとする。
- (11) 座間キャンプ内入門にかかる申請手続
ア 座間キャンプ内への入門に際しては、在日米陸軍が定める関係規則に従い、監督官が指示する書類等を速やかに準備し提出するものとする。なお、在日米陸軍及び監督官が指示する事項を満たせなかった場合の契約期間延長及び契約金額変更は認めないものとする。

検 印	
検査官	作成者
	

役務件名	座間エレベーター保守点検役務	図面番号	2/6
種 別	仕 様 書	縮 尺	—
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科			平成31年1月22日

イ 座間キャンプ内への入門に際しては、入門当日に有効期限内である自動車運転免許証（記載された住所と現住所が一致しているもの（以下『同一住所』と略。）に限る。）パスポート、同一住所の住民基本台帳カード（顔写真が添付されているものに限る。）又は同一住所のマイナンバーカード（顔写真が添付されているものに限る。）のいずれかを準備し、在日米陸軍及び監督官が指示した際は速やかに提出できる者に限るものとする。なお、パスポート、住民基本台帳カード及びマイナンバーカードについては、本籍地が記載されかつ6ヶ月以内に発行された住民票の写しを添付するものとする。

ウ 車両を運転して入門する者については、自動車運転免許証に加えパスポート、住民基本台帳カード又はマイナンバーカードのいずれかを準備するとともに、入門当日に有効期限内である以下に掲げる書類等を準備し、在日米陸軍及び監督官が指示した際は速やかに提示するものとする。

(ア) 自動車検査証

(イ) 自動車損害賠償責任保険証

(ウ) 任意保険証の写し（対人保険3,000万円以上及び対物保険300万円以上）

6 特記事項

(1) 保守点検は共通仕様書第7章「搬送設備」の定めるところにより適切に実施するものとし「フルメンテナンส์契約」を適用するものとする。

(2) 点検項目及び点検内容は、共通仕様書 7.2.6「機械室なしエレベーター」による「人事院規則の適用を受ける周期A」とし、毎月1回業務に必要な資格を有する現場代理人及び作業員で実施するものとする。

(3) 修理、取替え、交換等は、共通仕様書 7.2.2によるものとする。また、共通仕様書表 7.2.2中、戸開走行保護装置及び付加装置の欄で本役務対象エレベーターに装備されている装置については「フルメンテナンส์契約」に含み実施するものとする。その際、部品、消耗品類及び修理、取替え、交換等に伴う費用等は請負者が負担するものとする。

(4) 故障時等の対応は、共通仕様書 7.2.3によるものとし作業完了後、報告書を1部監督官に提出するものとする。ただし、速やかな復旧が困難な場合または、故障等の原因が特定出来ず確実な復旧が約束されない場合にあっては下記(9)によるものとする。



(5) 本役務は、建築基準法第12条第4項に基づく定期点検を実施するものとし、実施時期は監督官と調整し決定するものとする。なお、実施日は月次点検と同日であっても良いものとする。

(6) 請負者は、月次点検及び建築基準法に基づく定期点検完了の都度、点検報告書を1部監督官に提出するものとする。

(7) 現場代理人は「昇降機等検査員」とし、役務実施に先立ち資格証を提示し監督官の確認を得るものとする。

(8) 請負者は、保守点検時の計測値、修理内容、交換部品等の記録を保管するものとする。また、監督官から維持管理に関する助言等の要求があった場合は、当該記録、技術資料等をもって文書等により説明、提案、及び助言するものとする。

(9) 請負者が保守点検等により不具合を発見した場合は、直ちに当該不具合の原因の追究、危険度及び重篤度の判定、運行の可否、修理の必要性等をその専門的立場から総合的に判断し措置を講じ、写真及び図示等により監督官に報告するものとする。また、安全な運行が確保出来ない場合は当該エレベーターは休止させると共に必要な調査計測及び情報収集の実施、作業員並びに部品の手配等を実施し、原因については必ず特定し努めて早急に措置するものとし、作業実施の都度報告書を1部提出するものとする。

検 印	
検 査 官	作 成 者
	

役務件名	座間エレベーター保守点検役務	図面番号	3/6
種 別	仕 様 書	縮 尺	—
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科			平成31年1月22日

(10) 請負者は、製造業者等と連携し不具合情報等の収集、検討に努めるものとする。また、当該情報、保守点検状況等により本役務の範囲を超える修理または機能更新が必要と判断した場合は、当該修理または機能更新の必要な理由について、文書等に見積書を添付して監督官に十分説明するものとする。

(11) 請負者は役務実施に先立ち「長期保全計画」を監督官より受領し、本役務を計画的に実施するものとする。また、役務完了時に、エレベーターの稼働頻度、経年劣化、運転回数、製造業者の示す交換部品基準表及び、保守状況等に応じた見直しを実施し「長期保全計画」を更新し監督官に提出するものとする。その際、次年度における計画的な修理、部品交換等の項目がある場合は、実施内容、実施時期等必要な事項を併記または添付するものとする。

(12) 荷物用エレベーター（J-13/3、4号機）の保守点検

ア 本役務中、荷物用エレベーターの保守点検に従事する作業員等は、保健所及び公共検査機関等で実施する腸管感染症菌検索（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157）を実施し、検査結果を毎月保守点検時に提示し、監督官の確認を得るものとする。ただし、緊急通報により派遣される作業員等は除くものとする。

イ 荷物用エレベーターの役務実施の際は、食品衛生上有効な防護衣、マスク、シューズカバー等の新品の物を装着し実施するものとする。ただし、厨房内専用の作業靴の新品を用意した場合は再使用可能とし、再使用前に作業靴全体の洗浄等を実施し監督官の確認を得るものとする。また、緊急通報により派遣される作業員等にあっても同様とする。



(13) 請負者は、防災管理者等に対し「エレベーター閉じ込め時の救出講習、現地訓練」を年1回を基準に実施するものとし、実施時期は監督官と調整し決定するものとする。

(14) 請負者は、監督官の承諾を得た場合を除き本役務を、第三者に委託してはならないものとする。

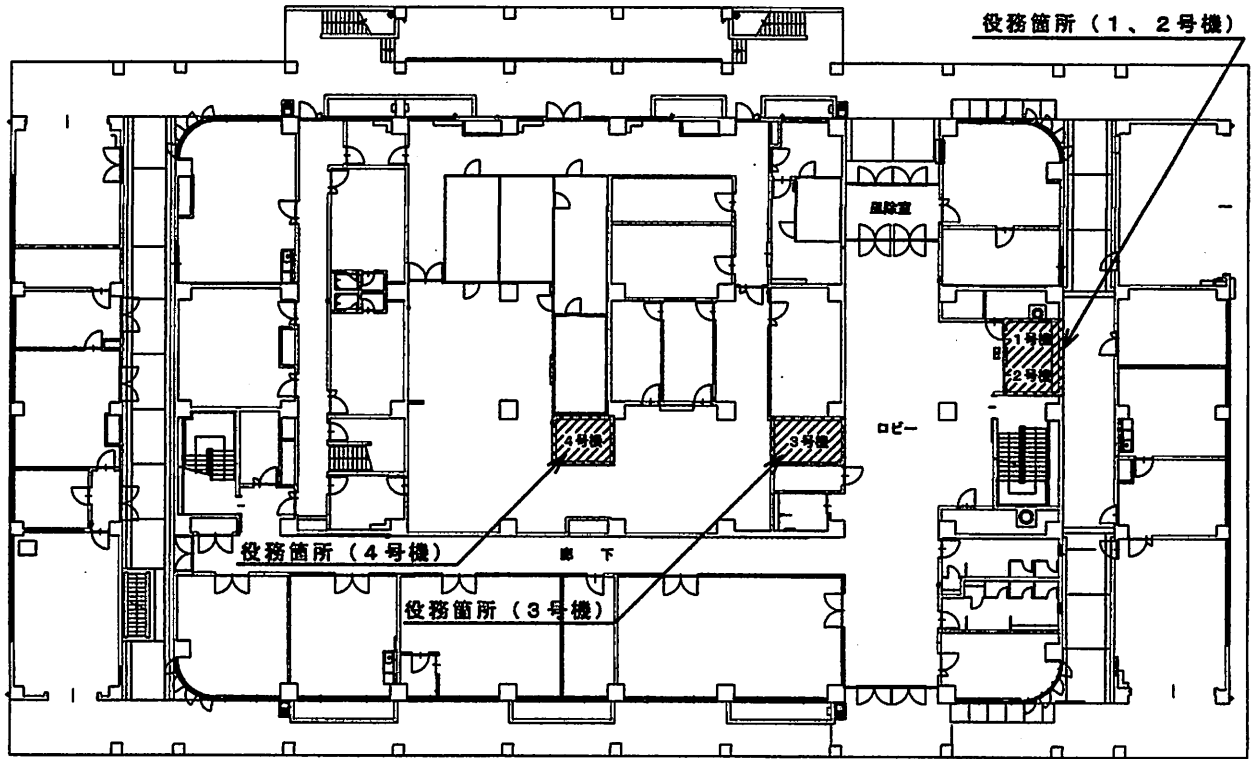
(15) 役務完了後、本役務の欠陥が原因とみられる不具合の発生について請負者は、1年間その責を負うものとする。

(16) 保守点検機器は以下のとおり。

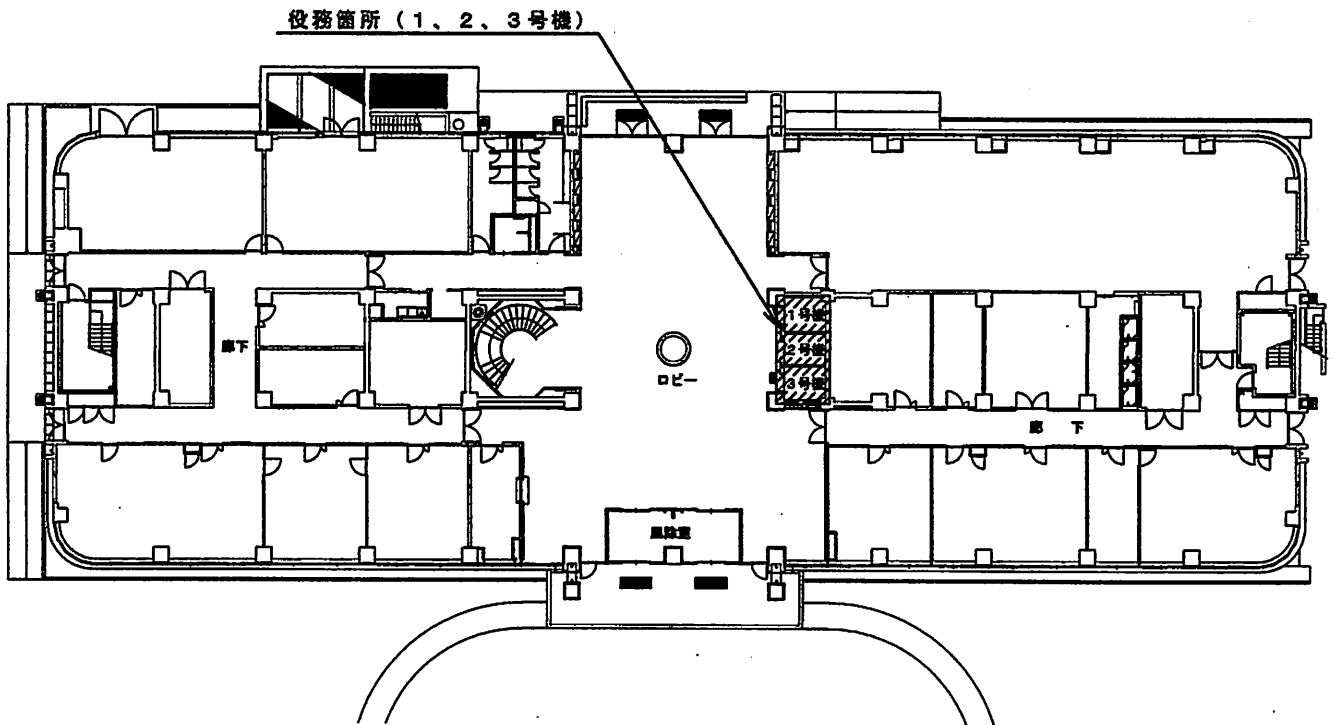
建物番号/号機	J-13/1、2号機	J-13/3、4号機	J-14/1、2、3号機
製造メーカー	守谷輸送機工業株式会社		
機種	MP-750(11)-60-C0-7st	MF-750kg-45-2S-2st	MP-750(11)-60-C0-6st
台数	2台	2台	3台
制御方式	可変電圧可変周波数制御方式（機械室なしロープ式）		
用途	乗用（2号機は車いす仕様）	荷物用	乗用（3号機は車いす仕様）
運転操作方法	群乗合全自動方式	単独全自動方式	3台全自動群管理方式
定員・積載量	11名・750kg	750kg	11名・750kg
速度	60m/分	45m/分	60m/分
停止階数	7（B1～6F）	2（1～2F）	6（1～6F）
付加装置	地震時管制運転装置（P波検知リスタート付き）・火災時管制運転装置・ピット冠水時管制運転装置・停電時自動着床装置・マルチビームドアセーフティ		
設置年月	平成25年2月		

検印	
検査官	作成者
	

役務件名	座間エレベーター保守点検役務	図面番号	4/6
種別	仕様書	縮尺	—
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科		平成30年1月11日	



J-13 庁舎 1F 1/X



J-14 庁舎 1F 1/X

検 印	
検査官	作成者
図面番号	6/6
縮 尺	—
平成30年1月22日	

・役務件名	座間エレベーター保守点検役務
種 別	平 面 図
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科	